

別府市空き家利活用補助金交付要綱

制定 平成27年8月19日
別府市告示第266号
改正 平成28年4月 1日
別府市告示第124号
令和元年12月27日
別府市告示第483号
令和3年 3月30日
別府市告示第175号
令和4年 5月30日
別府市告示第274号
令和4年12月 2日
別府市告示第487号
令和6年 5月13日
別府市告示第269号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市への定住促進と空き家の有効活用を図り、もって地域活力の向上に資することを目的とする別府市空き家利活用補助金（以下「空き家利活用補助金」という。）の交付に関し、別府市補助金等交付規則（平成2年別府市規則第50号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 県外の市区町村から本市に転入を届け出ることをいう。ただし、職務上の転勤や出向、大学進学等による一時的なもの又は大学等の卒業による転入は除く。
- (2) 移住者等 県外の市区町村に住所を有する者で、移住予定者又は本市に移住している者（市内の別の居住地に移住し移転する者及び県が

実施する「おおいた暮らし住宅」から移転する者も含む。) のうち、転入から 1 年を経過していないものをいう。

- (3) 定住 転出又は転居することなく将来にわたって市内の一の場所に 5 年以上生活の拠点を置くことをいう。
- (4) 登録物件 別府市空き家バンク実施要綱（平成 27 年別府市告示第 247 号）第 3 条第 3 項に規定する登録物件をいう。
- (5) マッチング物件 空き家マッチングチーム（大分県が実施する空き家購入及び賃貸希望者の個別ニーズに沿ったオーダーメイドによる物件探索を行い、所有者又は管理者との円滑なマッチングを図るシステムをいう。以下同じ。）によりマッチングが成立した物件をいう。
- (6) 所有者等 登録物件又は登録物件として登録を予定している物件（別表において「登録予定物件」という。）を、所有権その他の権利により売却し、若しくは賃貸することができる所有者又は管理者をいう。
(交付対象者)

第 3 条 空き家利活用補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 次のア及びイに掲げる要件の全てを満たす所有者等
 - ア 暴力団員関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、暴力団（同条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）若しくは暴力団員と交わりを持つもの又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。以下同じ。）でないこと。
 - イ 市区町村税を滞納していないこと。
- (2) 次のアからエまでに掲げる要件の全てを満たす移住者等
 - ア 所有者等との間で登録物件又はマッチング物件の売買又は賃貸借の契約を締結し、移住をした者（市内の別の居住地又は県が実施する「おおいた暮らし住宅」に移住し、1 年を経過せずに移転する者も含む。）又は第 8 条本文の規定に基づき実績報告を行うまでに移住する者であること。
 - イ 登録物件又はマッチング物件において定住を誓約できる者である

こと。

- ウ 暴力団員関係者でないこと。
- エ 市区町村税を滞納していないこと。

(補助対象事業、補助対象者等)

第4条 補助対象事業、補助対象者、補助対象経費、補助金の額及び限度額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 空き家利活用補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別府市空き家利活用補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる申請者の区分に応じ当該各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 所有者等 次のアからカまでに掲げる書類

- ア 誓約書（様式第2号（その1））
- イ 3か月以内に発行された対象物件の登記事項証明書の写し
- ウ 補助対象事業の経費及び対象物件であることが確認できる見積書等の写し
- エ 管理者が申請する場合にあっては、対象物件の管理者であることが確認できる書類
- オ 市区町村税の完納証明書
- カ その他市長が必要と認める書類

(2) 移住者等 次のアからクまでに掲げる書類

- ア 誓約書（様式第2号（その2））
- イ 賃貸借の契約を締結した登録物件又はマッチング物件に係る家財処分事業又は改修事業をする場合にあっては、当該物件の所有者又は管理者から同意を得ていることが確認できる書類
- ウ 登録物件又はマッチング物件に係る売買又は賃貸借の契約書の写し
- エ マッチング物件の場合にあっては、空き家マッチングチームを活用した物件であることが確認できる書類
- オ 補助対象事業に要する経費が確認できる見積書等（空き家購入事業にあっては、支払ったことが確認できるもの）の写し

カ 移住後の世帯全員の住民票の写し（ただし、移住予定者は除く。）

キ 市区町村税の完納証明書

ク その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請は、補助対象事業の実施前にしなければならない。

ただし、空き家購入事業にあっては、この限りでない。

3 第1項に規定する申請は、2月1日から3月31日までの間は行うことのできない。

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条第1項に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、適當と認めたときは、空き家利活用補助金の交付を決定し、別府市空き家利活用補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付すことができる。

（補助事業の変更等）

第7条 前条の規定により空き家利活用補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容若しくは経費の配分を変更しようとするとき又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、別府市空き家利活用補助金変更・中止（廃止）承認申請書（様式第4号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、適當と認めたときは、承認することを決定し、別府市空き家利活用補助金変更・中止（廃止）承認決定書（様式第5号）により当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

3 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日から30日を経過した日又は空き家利活用補助金の交付決定の日が属する年度の2月20日のいずれか早い期日までに、別府市空き家利活用補

助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、補助事業が空き家購入事業のみの場合にあっては、この限りでない。

- (1) 補助対象経費を支払ったことを証明する書類
- (2) 改修事業にあっては、契約書の写し
- (3) 家財処分事業及び改修事業にあっては、補助事業実施前後の写真
- (4) 移住後の世帯全員の住民票の写し（交付申請の際に提出した者は除く。）
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条に規定する実績報告があった場合は、その内容を審査し、実績を適当と認めたときは、空き家利活用補助金の額を確定し、別府市空き家利活用補助金交付額確定通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付請求等）

第10条 前条の規定により移住者居住支援補助金の額の確定通知を受けた者は、空き家利活用補助金の交付を請求しようとするときは、当該通知を受けた日の属する年度の3月10日までに、別府市空き家利活用補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求を受けたときは、速やかに空き家利活用補助金を交付するものとする。

（関係書類の保管）

第11条 空き家利活用補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭出納簿等の帳簿並びに契約書、領収書等の証拠書類を補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し等）

第12条 市長は、空き家利活用補助金の交付を受けた者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合は、当該各号に定めるとおり交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等やむを得ない事情があると市長が認めた場合は、この限り

でない。

- (1) 虚偽の申請等をした場合 全部の取消し
- (2) 移住者等が空き家利活用補助金の申請日から3年未満に空き家利活用補助金の交付に係る登録物件又はマッチング物件から転出した場合 全部の取消し
- (3) 移住者等が空き家利活用補助金の申請日から3年以上5年以内に空き家利活用補助金の交付に係る登録物件又はマッチング物件から転出した場合 一部（交付決定額の半額相当分）の取消し
- (4) 第8条に規定する実績報告を同条本文に規定する期日までにしなかった場合 全部の取消し
- (5) その他この要綱の規定に違反したとき 全部又は一部（市長が定める額分）の取消し

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、別府市空き家利活用補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

3 前項の場合において、市長は、空き家利活用補助金の交付決定の取消しに係る部分に関し、既に空き家利活用補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

4 前項の規定により返還を命ぜられた補助事業者は、別府市補助金等交付規則第12条第1項に定める加算金を市に納付しなければならない。
(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、空き家利活用補助金の交付に關し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成28年4月1日別府市告示第124号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和元年12月27日別府市告示第483号）

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別府市移住者居住支援事業費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付申請のあった別府市移住者居住支援事業費補助金について適用し、同日前に交付申請のあった別府市移住者居住支援事業費補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月30日別府市告示第175号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年5月30日別府市告示第274号）

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の別府市空き家利活用補助金交付要綱の規定は、同日以降に申請のあった別府市空き家利活用補助金について適用する。

附 則（令和4年12月2日別府市告示第487号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和6年5月13日別府市告示第269号）

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象事業	補助対象者	補助対象経費	補助金の額	限度額	要件
(1) 家財処分事業（登録予定期又は登録物件）	所有者等	登録予定期物件又は登録物件及びその敷地内に散在する家財等の撤去及び処分に要する経費	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内。ただし、千円未満の端数は、切り捨てる。	100千円／物件	(1) 移住者等と売買又は賃貸借の契約を締結する前であること。 (2) 登録予定期物件は、事業完了後速やかに登録物件として登録を受けること。
(2) 家財処分事業（成約後）	移住者等	登録物件又はマッチング物件及びその敷地内に散在する家財等	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内。ただし、千円	100千円／物件	(1) 所有者又は管理者と売買又は賃貸借の契約を締結していることを確認できること。

		の撤去及び処分に要する経費	未満の端数は、切り捨てる。		(2) 貸借する場合にあっては、所有者又は管理者から家財処分に対する承諾を受けていることを確認できること。
(3) 改修事業	移住者等	登録物件又はマッチング物件に居住するため必要な改修に要する経費	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内。ただし、千円未満の端数は、切り捨てる。	300千円／物件	(1) 所有者又は管理者と売買又は貸借の契約を締結していることを確認できること。 (2) 貸借する場合にあっては、所有者又は管理者から改修に対する承諾、貸借期間終了後の原状回復義務の免除及び造作買取請求権の放棄を受けていることを確認できること。
(4) 空き家購入事業	移住者等	登録物件又はマッチング物件の購入に要する経費	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内。ただし、千円未満の端数は、切り捨てる。	300千円／物件	(1) 売買の契約を締結済みであることが確認できること。 (2) 売買の契約の相手方と3親等以内の親族でないこと。

備考

- 1 過去に空き家利活用補助金又は別府市移住者居住支援事業費補助金の交付を受けた所有者等又は当該所有者等から相続若しくは贈与により所有者等となった者は、補助対象者から除く。

- 2 補助対象経費は、消費税及び地方消費税は含まない。
- 3 国、地方公共団体等から補助金等の交付決定を受けている、又は補助金等が交付される場合は、その補助に係る部分の経費は、補助対象経費から除くものとする。
- 4 同一物件において、補助対象事業の(1)と(2)の併用は不可とし、どちらか一方のみとする。
- 5 補助対象事業の(3)と(4)を併用して申請する場合は、1物件当たり(3)と(4)をあわせて300千円を限度額とする。